

スケジュール

5月13日(月) 必着	申請書類提出
6月21日(金)	プレゼンテーション審査及び書類審査(審査会)
7月中旬	採択事業交付・不交付決定
7月~8月	第1回交流会開催(採択者同士のつながり、情報共有)
令和7年3月頃	第2回交流会開催(採択事業の成果報告、課題共有)
事業終了後	事業終了後60日以内に、実績報告書を提出

合言葉は「+GOOD!」

下京区で共に活躍する仲間に出会える、交流会!

下京区のまちの未来を良くするためのステキな事業をシェアして、共感して、共創を目指す、**交流会**。

これまで、事業実施団体の皆さんだけでなく、下京区内で活躍されている事業者・団体や金融機関など、幅広い方々にご参加いただきました。

団体の活動紹介、ワークショップを通じて課題の共有やアイデア出しを行うなど、活発に交流。

この場での出会いや連携の動きが、さらなる事業展開、新たなプロジェクトにつながるよう、区もバックアップしていきます!



過去の採択事業者の活動状況はこちら

(令和3年度23事業、令和4年度24事業、令和5年度22事業)



お問合せ・提出先

下京区役所地域力推進室 企画担当

〒600-8588 京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8

TEL: 075-371-7164

メール: shimogyo@city.kyoto.lg.jp

詳細は、下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」

募集の手引きを御覧ください(区役所ホームページに掲載)。

暮らすまち

働くまち

学び合うまち下京区に

たくさんの

+GOOD(プラスグッド)を



令和6年

募集期間 4/8(月) ~ 5/13(月)

さあ、はじめましょう

市民団体やNPOはもちろん、地域企業のアイデアも。

まちの未来が良くなる活動の

はじめての一步を応援していく補助金制度です。

しもぎょう プラスグッド
「SHIMOGYO+GOOD」は、下京区内で実施する事業で、「第3期下京区基本計画」の重点戦略の6つのテーマを推進する「良いことがたくさん京都・下京区」をつくろうとする活動を応援します。

子どもからお年寄りまで誰もが住み続けられるまちを目指した活動や地域課題の解決を持続可能な手法（ビジネス的手法等）で進める取組など、+GOOD（プラス グッド）な下京区をみんなでつくるための活動費を補助します。

支援内容

申請枠	補助率	補助金の上限額	補助年限
一般枠	1/2	25万円	2年
地域まちづくり特別枠	4/5	15万円	

「地域まちづくり特別枠」は、地域のまちづくり委員会や地域団体等が実施される事業収入を伴わないまちづくり活動かつ、地域コミュニティの維持・継承に必要な活動であり、公共性の高い事業を対象としています。

※「地域まちづくり特別枠」に申請する場合は、必ず事前にご相談ください（5月13日（月）まで受付、電話・メール等で要予約）。

※「地域まちづくり特別枠」は事業収入が生じる事業は対象外

※過去に同一又は類似した事業で2回交付を受けたものは対象外。
令和元年度以前の採択案件の申請可否はお問い合わせください。

対象となる団体・グループ

下京区内でまちづくり活動を行っている又はこれから行おうとする団体・グループ、事業者

例) 自治連合会、まちづくり委員会、シルバークラブ等の地域の各種団体、NPO 法人、ボランティアグループ、大学のゼミ・サークル、企業、個人事業主、商店など

※団体・グループの場合は、3名以上

※「地域まちづくり特別枠」は個人不可

（下京区内で事業を実施する団体であれば、区内に在住していない方が構成員でもかまいません。）

対象経費（事業で使用するものに限ります。）

- 消耗品の購入に要する費用
- 広報物（パンフレット、チラシ等）の印刷、発送に要する費用
- 新聞、雑誌等への広告掲載に要する費用
- 会場使用料、物品の賃借料
- 講師、アドバイザー等への謝礼、交通費
- 広報物のデザイン制作、広報用のウェブサイト作成等、専門的知識や技術が必要な委託料（補助対象経費の半分以上を超える費用は対象外。また、補助対象事業の核となるような要素全てを委託することはできません。）
- オンラインミーティング、会議用の有料ツール使用料（一定の要件あり）等
- その他、下京区長が特別に必要と認める経費も対象となるため、事前に御相談ください。

対象外経費

- × 団体の経常的な運営に要する費用（事務所の家賃、光熱水費、電話代、ホームページの維持・管理費など）
- × 備品購入費
- × 団体の構成員に対する人件費（専門的知識や技術が必要な場合を除く）
- × 飲食費
- × 個人給付的な経費（記念品、抽選会の景品や参加費等）
- × 領収書がない費用（領収書に不備がある場合も対象外）
- × 税務申告・決算書作成等のために税理士等に支払う費用 等

対象事業

「第3期下京区基本計画」の重点戦略の6つのテーマのいずれかに該当する活動で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施・完了する事業。

※交付決定前に完了する事業は対象外。

「第3期下京区基本計画」の詳細はこちら [>](#)



- ① 人口減少に立ち向かう地域コミュニティづくり
- ② はぐくみ文化の創造・推進
- ③ 誰もがいきいきとくらするまちづくり
- ④ 環境と調和したくらしが根付く持続可能なまちづくり
- ⑤ 危機にしなやかに対応し「いのちとくらし」を守るまちづくり
- ⑥ 京都の元気をけん引するまちづくり

取組例

基本計画に掲げる
リーディングプロジェクトを
踏まえた事業例

- ① 地域課題に対して、事業性を確保しつつ継続的に展開するもの
 - ・「子ども・子育て世代」と「高齢者」が世代を超えて繋がる居場所づくり
 - ・商店街の空き店舗を活用した大学生や若手社会人の活躍の場づくり
 - ・伝統産業職人と芸術系大学生の連携による伝統産業製品の周知・販路拡大、商品開発
- ② 地域まちづくり活動やコミュニティの活性化につながるもの
 - ・地域の防災啓発や防災力向上を目指す取組、地域住民同士の交流の場づくり
 - ・自治会・町内会等の地域活動のICT化

審査方法

提出書類を基に、下京区まちづくりサポート事業「SHIMOGYO+GOOD」審査会においてプレゼンテーション審査と書類審査を行います。新規申請事業はプレゼンテーションを行っていただきます（継続事業は希望団体のみ）。

審査項目

社会性（地域まちづくり特別枠は「公共性」）、必要性、効果の波及性、将来性、計画の妥当性、経費の妥当性

重点テーマ加点

次の重点テーマに関わる取組は、該当度に応じて審査で加点します。

- 芸術家による地域住民が文化芸術に親しむ機会を創出する事業
- 子どもの居場所づくりや子どもの可能性を引き出すための事業
- 若者と地域・企業との連携を促進する事業
- 空き家や空き店舗を活用する事業

提出書類及び提出方法

申請書類一式（申請書、計画書、予算書、役員名簿、団体・グループの規約等）を下京区役所地域力推進室企画担当まで郵送、メール又は持参してください。

※交付実績のある継続申請の場合は、実績報告書を添付してください。
申請書等の様式は、下京区役所のホームページからダウンロードできます。 [>](#)



提出締切日 **令和6年5月13日（月）必着**

※申請に係る経費は申請する団体等の負担とします。 ※提出された申請書類につきましては、返却いたしません。